

個人住民税の現年課税化について

個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

現行の所得税・個人住民税の税務事務の流れ

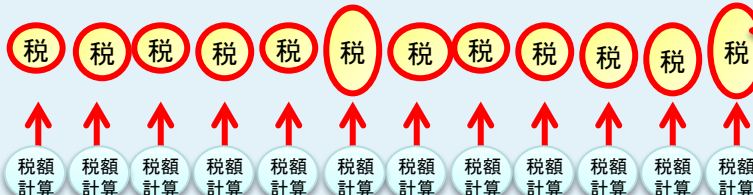
赤色：企業における税務事務

(1月) (12月) (1月) (6月) (翌年5月)

税務署

(1ヶ所の税務署)

納付



年末調整

年間総支給額

所得税 (現年課税)

- ・毎月の支払額に応じて、企業が税額を計算し、給与天引きを行う。
- ・1年間の天引き額と本来納めるべき税額を調整(年末調整)する必要がある。その際、従業員から提出された申告書により各種控除を反映。
- ・納付先は税務署1ヶ所。

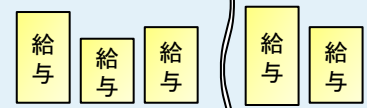
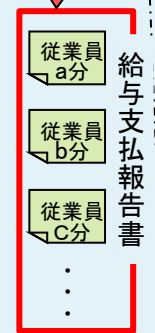
必要な人のみ
確定申告

※大部分の給与所得者は、年末調整で完結。
※給与の年間収入金額が2,000万円を超える場合、医療費控除、寄附金控除を受ける場合等は確定申告が必要。
給与所得者の納税義務者数：約4,100万人
給与所得者に係る確定申告者数：約900万人(22%)

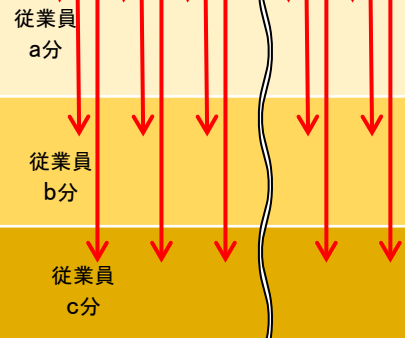
確定申告書情報
(国税庁→各市町村)

- ・年間の給与総額を翌年1月1日時点の従業員所在の市町村へ報告。
- ・市町村からの通知に基づき、毎月同額を天引きするため、企業で税額の計算は行わない。
- ・納付先が複数市町村にまたがる。

個人住民税 (翌年度課税)



通知に基づき、
毎月同額(×12回)を天引き



A市
B市
C市

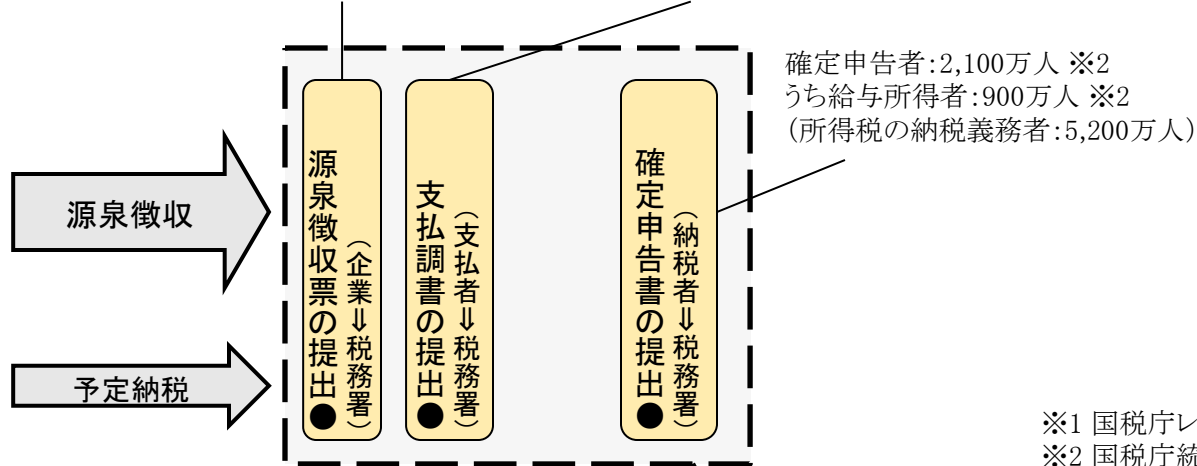
特別徴収税額通知

所得税・個人住民税における所得把握イメージ

給与収入500万円超の者の情報
【1,900万枚 ※1】

(例)原稿料・講演料等の収入5万円超の者の情報など
【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書:2,000万枚 ※1】

所得税



※1 国税庁レポート2014
※2 国税庁統計年報

12月

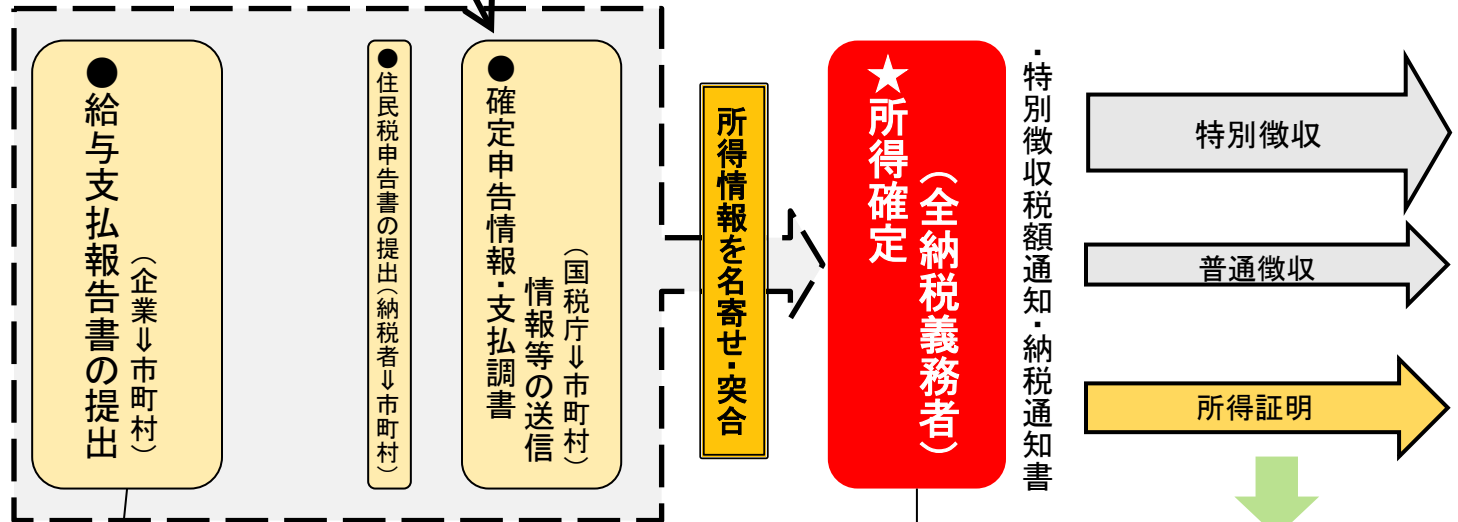
1月

3月

4~5月

5月

個人住民税



1月1日現在の全給与所得者の情報
【給与収入のある者のうち納税義務者数:4,700万人】

【所得割の納税義務者数:5,600万人】

【参考：過去における個人住民税検討会報告書の目次(抜粋)】

平成21・22年度

第1章 個人住民税の諸控除のあり方について

第2章 個人住民税の現年課税化について

平成23年度

第一部 現年課税について検討

第二部 番号制度についての検討(論点整理)

平成24年度

第一部 現年課税についての検討

第二部 社会保障・税番号制度についての検討

平成25年度

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

第2 所得把握の精度向上についての検討

平成26年度

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

第2 出国者に対する課税についての検討

第3 個人住民税所得割における課税の正確性向上についての検討

平成27年度

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

第2 金融資産性所得に対する個人住民税の課税時期と課税団体についての検討

第3 電子化及びマイナンバー(個人番号)の導入に伴う所得割の課税実務について

「平成27年度個人住民税検討会報告書(マイナンバー導入と現年課税化関係)」(抜粋)

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

2 マイナンバー導入と現年課税化

(1) マイナンバー導入に伴う事務の変化

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まり、地方税分野においてもその活用が期待されているところである。

また、前述のとおり、税制抜本改革法において、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」と規定されていることも踏まえ、本検討会では、マイナンバーの利用開始を契機とした、特別徴収義務者や市区町村に発生する事務負担について検討した。

また、昨年度の報告書でも触れられているように、マイナンバーは現行では行政機関等のみが利用事務実施者として法令で規定された利用事務に利用できることとされているが、民間にマイナンバーの利用が開放されることとなれば、例えば、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して従業員の1月1日の住所地を現在よりも正確かつ迅速に把握することができるようになることも考えられる。そうなれば、従業員から毎月徴収した住民税額の誤納入の問題については、一定の前進が見込まれることとなる。

「平成27年度個人住民税検討会報告書(マイナンバー導入と現年課税化関係)」(抜粋)

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

3 今後の課題

(1) 特別徴収義務者におけるマイナンバー導入による事務負担の変化

現行の個人住民税に係る特別徴収においても、市区町村ごとに書類が届く時期が異なるため、各市区町村の書類が到着しているかどうかのチェック作業の負担が大きいなど、企業担当者からは現行の特別徴収事務が非常に大きな負担となっているとの声が上がっており、これに加え、現年課税化が実現した場合には、短期間のパート・アルバイトが多い業種や労働者の入れ替わりが多い事業者は1月1日時点の住所地を確認するだけでも、事務負担が大きくなるとの意見があった。

マイナンバーの利用が始まったとしても、自治体側の所得の紐付け作業は簡素化されるかもしれないが、企業側においては、マイナンバーの記入、管理など、むしろ総じて事務負担の増加が想定される、との意見も出された。

(3) まとめ

本年度の検討会においては、所得税方式を基にして、マイナンバー利用開始後の企業と市区町村に発生する事務負担や、負担軽減策も含めた現年課税化のあり方を中心に実務的な観点から議論を行った。また、切替年度の取扱いについても議論が行われた。

今後さらに議論を深めていくに当たっては、本検討会で洗い出された課題について、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるかという観点から、十分に検討していくことが必要である。

特別徴収義務者に生じると懸念されている現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないこと、また、マイナンバーの導入は、特に導入初期段階においては、企業の実務負担を伴うものであることが、本年度の検討会を通じて確認されたが、今後、特別徴収義務者がマイナンバーを利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。その場合においても、必要なシステムのあり方やコストについて検討する必要があることから、今後のマイナンバー制度の運用状況やマイナポータルの進捗状況等を踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

「平成27年度個人住民税検討会報告書(切替年度に関する論点)」(抜粋)

第1 個人住民税の現年課税化についての検討

3 今後の課題

(3) 切替年度に関する論点

本年度の検討会では、個人住民税の現年課税化を行う場合の切替年度の税負担のあり方についても検討が行われた。

この点に関しては、切替前後2ヶ年度分のうち、いずれかの年度分(例えば、税額の高い年度分)を徴収すればよいという考え方や、所得課税の公平確保のためには2ヶ年度分とも徴収すべきという考え方などが従来から存在し、これまでのところ、この点について十分に検討・整理が深められている状況にはない。

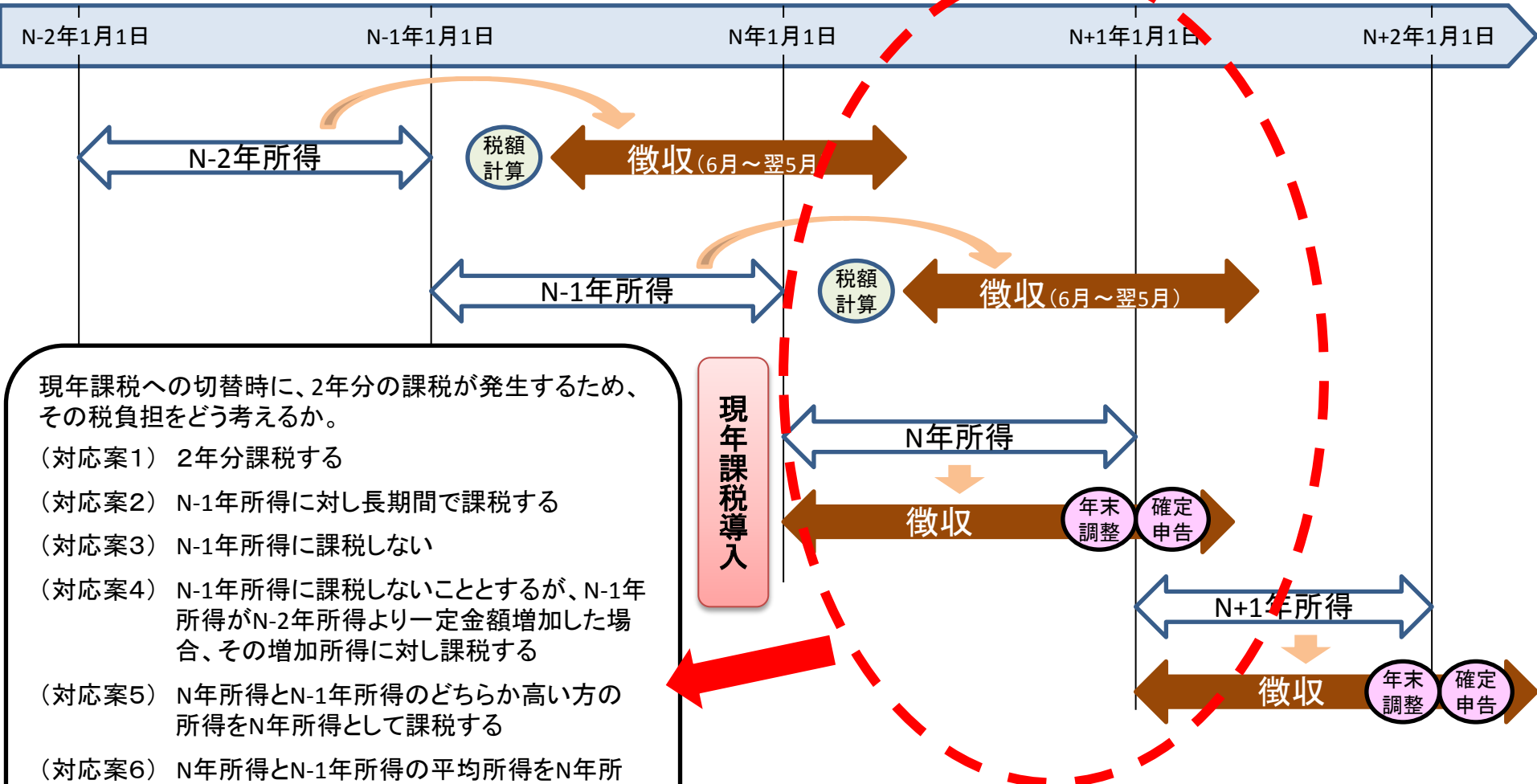
このうち、前者のような取扱いを検討する場合においても、切替に係るある年度について、給与所得以外の所得(事業所得、不動産所得、雑所得等)を引き続き課税対象にしつつ、給与所得のみを当該年度だけ非課税にすることは、同一年における所得間や納税者間の課税の公平性を担保できず、採用しがたいものと考えられる。また、全ての種類の所得を通じてどちらかの年度分を徴収しないこととする^{こと}については、世代間の損得や所得課税の公平の観点からの慎重な検討が必要と考えられる、との意見があった。

今後、切替年度の取扱いについて検討する際には、ある年度に2ヶ年度分を納税してもらうことが納税者に受け入れられるか、という論点や、全ての種類の所得について個人住民税を課税しない年度を設ける場合に予想される様々な論点(世代間の公平性、資産性所得などの年度間変動が大きい所得の取扱い、分離課税との関係、福祉施策等に必要となる所得把握の方策、統計データが不連続となる年度の発生など)について、慎重な検討が必要と考えられる。

切替年度の税負担のあり方

N年所得から現年課税を導入する場合

(所得税と同様、源泉徴収方式による現年課税を行った場合のイメージ)



現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。

- (対応案1) 2年分課税する
- (対応案2) N-1年所得に対し長期間で課税する
- (対応案3) N-1年所得に課税しない
- (対応案4) N-1年所得に課税しないこととするが、N-1年所得がN-2年所得より一定金額増加した場合、その増加所得に対し課税する
- (対応案5) N年所得とN-1年所得のどちらか高い方の所得をN年所得として課税する
- (対応案6) N年所得とN-1年所得の平均所得をN年所得として課税する
- (対応案7) N年所得とN-1年所得に対しそれぞれ5%の税率で課税する

現年課税導入